

B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書

B型肝炎訴訟は、集団予防接種における注射器の連続使用によって、多くのB型肝炎ウイルス感染被害者を出したことによる国の責任と、被害者救済を求める裁判で、平成元年に札幌市の原告5人が提訴した先行訴訟では、平成18年6月に最高裁判所が、国の責任を認める判決を出すとともに、平成21年12月に成立した肝炎対策基本法の前文においても、国の責任が確定した旨、記載されている。

このような状況の中、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者の救済を求める訴訟が、全国の10地方裁判所で係争中であり、本年3月には、札幌、福岡の両地方裁判所が相次いで和解勧告を行うとともに、大阪地方裁判所も和解による解決を促し、現在、札幌、福岡の両地方裁判所で和解協議が進行しているところであるが、解決には至っていない。

B型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進捗し、あるいは慢性肝炎を経ずして突然肝がんを発症することもある極めて深刻な病気であり、原告のうち、解決を待たずになくなった方はすでに10名を超え、一刻も早い解決が望まれている。

よって、国におかれては、次の事項が実現されるよう、強く要請する。

- 1 集団予防接種による注射器の使い回しによって被害を受けた被害者が原告となったB型肝炎訴訟において、速やかな解決をはかること。
- 2 肝炎患者の経済的負担が軽減されるよう、医療費助成制度の整備を進めること。
- 3 肝炎患者に対する正しい知識の啓発活動に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊